

ソソリ 直下 江沼郡山中谷に屬する部落。北陸七國志天文元年八月廿八日に『浪人武者計り加州江沼郡へ打入て、惣・曾々利・裾織村に陣を取。』とある曾々利・裾織は、同一地名が重複したものであらう。そゝるは高く聳える義であるから、直下の字を當てたものと思はれる。芟刈紀聞に、この村に聖德太子の屋敷跡、島屋敷といふ一揆大將の居蹟、及び寺屋敷跡があると記する。

ソソリ 曾々利 ↓ソソリ 直下。

ソソリ 下折 石川郡河内庄に屬する部落。

ソソリイシ 直下石 江沼郡直下から産する石材。石英粗面岩質の凝灰岩で、濃厚の草色を呈し、砂質なるを以て稍脆弱である。

ソソリダキ 直下瀧 江沼郡直下にある。江沼志稿に、この村を流れる直下川にあつて、高さ丈許と記される。

ソダサスケ 曾田左助 天和三年御歩となり、元祿十年小頭に進んで百石を受け、十五年前田吉徳御部屋附に任じ、享保九年百石を増して組外に列し、十四年八月十九日七十六歳を以て歿した。

ソダセイダユウ 曾田清太夫 初名永藏。寛政五年父源五太夫の遺知百石を襲ぎ、享和二年法梁院御用人として五十石を加へ、文政三年眞龍院御用人となり、文政十二年頭並同御附に進み、同年歿した。

ソダテキ 曾田迪 一諱洋。通稱左助。菊潭と號し、少壯笈を江戸に負うて古賀侗庵に學び、能く詩文を作つた。初め學校讀師御雇となり、文政元年新番に列し、二年御近習番加入・前田齊泰素讀御用となり、五年新知百石を得て組外に班し、六年父七左衛門致仕し

たるを以てその俸二百石を繼ぎ、七年御近習詰となり、十一年俸五十石を加へ、天保三年定番御番頭、五年兼御勝手方御用に任じたが、八年役儀を除き通塞を命ぜられ、組外となり、十年明倫堂助教加入に補し、後更に助教に上つた。菊潭遺稿がある。

ソダニ 曾谷 石川郡富樫庄に在る部落。郷村名義抄に、曾谷某が住んで居たから村名が起つたとあるが、この説明は逆であらう。村の東なる岡の上に小平地があつて、邑人突御前の屋敷跡といつてゐる。

ソダニガハ 曾谷川 石川郡富樫庄倉嶽村の山堤より出で、谷々の落水を併せ、曾谷を経て、富樫用水に入る。

ソテユウ 祖衷 ↓タソレイソテユウ 丹嶺祖衷。

ソテヨウヨウ 租調庸 (一)租一令制によれば、租は田一段の收穫稻五十束に就き、稻二束二把を徴せらるゝの法とし、稻一束を春く時は、大升にて米五升を得べく、而して大升一升は、今の四合五才に當るとせられる。當時加賀及び能登に於ける租額の合計幾何であつたか、若しくは米穀の收穫凡べて幾何に上つたかは之を知るを得ぬが、主税寮式に載せる所の諸國出舉正税公解雜稻の條によれば、加賀に在つては、正税三十萬束、公解三十萬束、京法華寺新一萬五千束、國分寺新二萬束、文殊會新二千束、藥分析四千束、修理池溝新一萬束、救急新三萬束、俘囚新五千束とし、能登に在つては、正税十五萬束、公解十五萬束、國分寺新五千束、京法華寺新一萬束、文殊會新一千束、修理池溝新一萬束、救急新六萬束とせられ、之を合計すれば、加賀

は六十八萬六千束、能登は三十八萬六千束となる。但しこれは出舉すべき本稻の數量であるから、之によつて一國の租額又は收穫量を算出することは爲し得ぬ。後の和名抄には、加賀の田數を一萬三千七百六十六町七段三百三十四歩とし、能登の田數を八千二百五町八段一百三十六歩とするが故に、若しこの數字を信じ、而して假に令制の收穫量によりて計算するとき、加賀は今の十五萬四千八百七十五石餘、能登は十萬二百五十七石を得たとゝなる。

(二)調庸―主計寮式に據るときは、加賀の輸する調は小鸚鵡綾二疋、蓄薇綾四疋、緋帛十疋、黃帛二十疋、椽帛十二疋三丈、帛八十丈、白絹十疋とし、その餘は悉く絹を輸する。厩は白木の韓櫃八合の外に絹及び米を輸し、中男の作物には紙・茜・紅花・熟麻・吳桃子・荏油・海藻・雜魚腊を輸する。能登の調は一窠綾二疋、吳服綾一疋、白絹十疋、熬海鼠三百四十斤、海鼠臘六十二斤八兩の外に絹を輸し、厩は白木の韓櫃十七合の外に絹を輸し、中男の作物には、席・韓蔴・折蔴・菅蔴・漆・胡麻油・雜魚腊・鮓を輸する。その海産物は今と異なることなく、殊に鮓は式の内膳司供御月新にも能登鱒一百卅二隻とあつて、最も賞賚せられたものらしい。

(三)その他の貢進―その他内藏寮式の諸國年祈供進の條には加賀に椴二合、能登に櫛子四合、蜜一升五合、御履牛皮四枚がある。宮内省式の諸國例貢御費の條には、能登に甘露煎・稗海藻があり、大膳職式の諸國貢進菓子條には、加賀及び能登の甘露煎がある。民部省式の諸國貢蘇番次の條には、加賀の貢蘇は十

五壺で、その六口は各大一升、九口は各小一升を容れる。能登の貢蘇は凡べて九壺で、三口は各大一升、六口は各一升とする。蘇とは煉乳のことで、小升三升を以て大升一升に當てる制である。貢蘇の番次は、全國を六番に別ち、而して加賀はその第三番に屬するが故に、卯酉の年十一月以前に進了し、能登は第四番に屬するが故に、辰戌の年を以てする。乳を搾るの法は、肥牛にあつては一日八合とし、瘦牛に在つては其の半を減する。蘇大一升を得るには、乳大一斗を煮ねばならぬ。

又典藥寮式の諸國進年新雜藥の條には、加賀に黃蓮七斤、枳殼一升、茯苓一斤、芎藭三十斤、藍漆十三兩、干地黄四斤十一兩、罌粟一斗がある。能登には、黃蓮三斤、梔子四斗、罌粟一斗、桃人二升、蜀椒三斗がある。内膳司式の諸國貢進御費の條には、能登に稗海藻一與六籠がある。民部省式の交易雜物の條には、加賀は絹一百六十二疋、履新牛皮二張、漆一石五斗、荏油二石、椴二合、能登は絹十二疋、鹿皮十張、履新牛皮四張、海鼠臘一石、櫛子四合とし、皆正税を以て交易して進めることになつてゐる。而して主計寮式には、加賀・能登の産する絲の品質を、共に申絲と定めてある。

(四)調庸の怠慢―租調庸に關して法令の規定する所は上記の如くであるが、地方官の任に在るものが能く之を遵守したか否かは疑はしく、能登の守介が之を懈つて見任を解却せられたことは、一條天皇の永延元年三月五日の太政官符に見える。

ソソク 卒族 ↓ソソク 士族。

ソダガハマ 袖ヶ濱 鳳至郡輪島天神崎